

ICCLC NEWS

財団法人国際民商事法センター
第 1 号 1997年1月

HEADLINE

- 1 新年のごあいさつ
- 2 ラオス国法務大臣講演と意見交換
- 3 カンボディア法務省次官の法務省表敬訪問

I C C L C N E W S の発刊にあたり

理事長 岡村泰孝

新年おめでとうございます。

今年は財団発足後2年目を迎えることになりますが、更に財団の基礎を固めると共に、より充実した活動を推進するため努力していきたいと考えておりますので、引き続き皆様の絶大なる御支援、御協力をお願ひいたします。

さて、昨年11月には当財団の機関誌 " ICCLC" の創刊号を皆様にお届けしましたが、近々中国シンポジウムを特集しました第2号を発刊する予定であります。機関誌は年数回のペースで作成する計画でおりますが、その間に財団の活動の状況や、各国の民商事法関連の情報を会員の皆様に時宜を逸することなく提供するための速報として、" ICCLC NEWS" を発行することとしました。

ここに第1号をお送りしますが、当分は必要に応じ適宜発行することとしますのでよろしくお願ひいたします。又、会員関係者皆様からの情報提供の場としても活用できるものといたく、会員の方々が興味を持てる内容でありましたらなんなりと御投稿を歓迎します。



新年のごあいさつ

会長 伊藤 正



新春を迎え、皆様の一層の御健勝、御発展をお祈りいたします。

当財団も設立以来、ヴィエトナムや中国関係のシンポジウムを始めとし、順調に事業を取り進めておりますが、これも法務省、国際協力事業団、法曹・学術関係者の皆様の絶大なる御協力の賜物であり、厚く御礼申し上げます。

又、当財団の趣旨に御賛同いただき、会員となっていました企業の皆様にも、その御支援に対し、深く感謝の意を表したいと思います。

さて、今年度も日本経済の国際化は益々進展すると思いますが、相手先とのビジネス関係だけを追求した場合、結果として摩擦やトラブルを引き起こしかねないことは、多くの日本企業が既に経験しているところあります。我国企業は相手国の諸制度や文化についても理解に努め、トラブルを未然に防止することに努めていますが、相手側にも日本の諸制度や企業経営の実態を理解してもらい、共通の基盤を作り上げることが重要と考えます。この点は個別の企業のベースでは対応が難しいのですが、当財団は、市場経済化を取り進めつつある諸国の法的基盤整備のための支援・協力及び国際経済取引に係わる法制度について共通の理解を深めることを目的として活動を始めており、中長期的に見て日本と相手国との関係の改善及び安定的な経済関係の維持に役立つものと確信を深めています。

第2年度へ向けて当財団の活動内容を一層充実させていく所存でありますので、是非引き続き皆様の御支援、御鞭撻をお願いする次第です。

ラオス法務大臣と意見交換

平成8年12月10日（火）に、ラオス人民民主共和国のカムアン・ブッパー法務大臣ほか3名が、法務省を表敬訪問しました。これは、日本の司法制度を視察し、民商事法を中心とする法律の専門家と意見交換を実施することによって、日本の専門家との交流をはかり、ラオスの現状を理解してもらうことを目的としたものです。

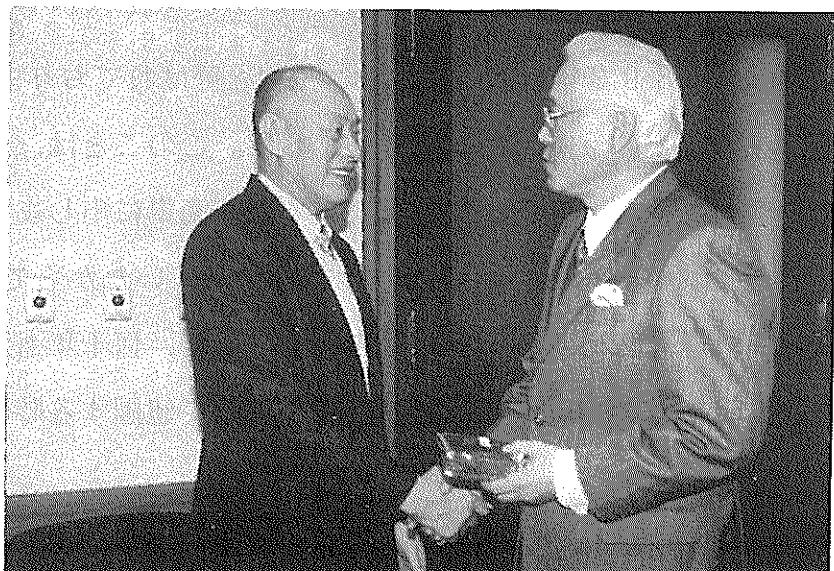
ラオス国からは、カムアン・ブッパー法務大臣（64歳）、ポルセナ官房長（63歳）、リエムプラチャン法制局長（48歳）、シソファ法整備担当官（52歳）の4名が来日しました。ブッパー大臣は、42歳で国防副大臣に就任するなど、軍人として勤務してきた方で、1992年（60歳）から法務大臣に就任しています。

意見交換には、当財団からは岡村理事長、小杉弁護士（理事）、柏木東京大学教授（学術評議員）、住友商事㈱吉竹課長、金子事務局長、相沢次長の6名が出席しました。

意見交換では、まず最初にブッパー大臣からあいさつをいただき、次に同大臣から、「ラオス国の法整備の現状と法整備支援について」と題する講演がありました。

その後、この講演を参考に、ブッパー大臣との質疑応答を行いました。

大臣の講演及び質疑応答の内容については、次頁以下を御参照ください。



ブッパー大臣（左）と握手する吉村理事（右）

「ラオス国の法整備の現状と法整備支援について」

ラオス人民民主共和国法務大臣 カムアン・ブッパー

本日ここに皆様がお集まりいただいたことに深く感謝申し上げます。ここに参集の皆様のご経歴は、全ての方が法律関係の方々ばかりで、その中でラオス国の実情を発表できることは大変有意義なことと考えております。

全体的に申しますと、日本とラオスの関係は、昔から良好であります。特に、ラオス国に対する援助を行っている国の中で、日本は最大の援助国です。ここに参集の皆様の中には、ラオスへ行ったことがある方は少ないかと思いますので、まず、ラオスの位置等について若干御説明させていただき、それから、ラオスの法律の制定状況についてお話しさせていただきます。

ラオスは、一つの島のような国です。これは、日本と似ている立地条件だと思います。日本は海に囲まれていますが、ラオスは陸の海に囲まれております。私たちの国の周りには、大きな国があります。北は中国、東にベトナム、西にタイ国、北西にミャンマー、南はカンボディアに接しています。現在のラオスの人口は、約500万人です。ラオスの良いところは、治安が安定しており、資源が豊富なことです。

ラオスの国名は、1893年以前はランサン王朝と呼ばれておりました。しかし、これ以降、ラオス王国という国名が消えました。このことは、遠い昔の歴史のことですので、触れなくてもいいかなと思いますが、簡単に申しますと、これはフランスとタイがラオスを保護下において分けて管轄していたからです。それ以来、ラオスの国民は、独立を求める戦いをしてまいりまして、何十年もかけてやっと独立を勝ち取りました。このようなわけで、ラオスの国を建国する時間がありませんでした。

現在、ラオスは後発国に属しています。現在のGDPは、国民一人当たり380

ドルしかありません。日本と比べると、何十倍も違うと思います。この後発国という事態を解決するために、ラオス政府は、今までの計画を遂行する努力をして、開発計画を段階的に進めてきました。1975年12月2日から始まり、3年間かけてラオスの国会を整備しました。国会が整備され、統一性が保たれて初めて、国会は、平和を守る国会として活動し始めました。これまで、戦争が起きないように努力してまいりましたが、戦争の後遺症は未だに残っております。不発弾がまだたくさんあります。戦争では、ラオス国民一人当たり1トンの爆弾が投下されたと言われております。このようなわけで、国会でも、戦争後遺症による戦争処理をしなければならないという課題がありました。戦争の間は、法律はありませんでしたので、通達・命令で国家を運営してまいりました。

1986年に初めて憲法制定委員会が設置され、5年かけて研究し、1991年にラオスの新しい憲法が発布されました。

憲法を制定するに当たって、次の4つの原則を設けました。

まず第一は、国民の利益を守ることです。第二は、独立を達成することです。と言いますのも、ラオスでは長い間植民地状態が続き、ラオス人としての権利が失われていたからです。第三は、市民権の確立です。それぞれ、国民一人一人の意見を反映するように規定しました。全ての法律を、国民一人一人に知らせて、承認していただき、国民一人一人にそれを守ってもらえるようにします。自分の権利はどのようなものなのか、ということを理解してもらうためです。第4は、一つの法律を実施していくために、国民一人一人の意見を反映させることです。そのために、全国民を代表して法律を作る機関として、国会を設置しました。国会は、法律を制定し、全ての組織をチェックする義務があります。憲法が制定されてから詳しく法律化されました。政治、文化、社会、治安など各分野の法律を制定しました。現在は、ラオスを後進国から脱却させるために、商法の整備を始めています。

現在、ラオスでは、二つの大きな問題があります。一つは、国民の生活改善、または国家公務員の改善であり、もう一つは、国民の権利を守るために、全ての分野において法律を制定することです。

現在、ラオスの経済に関する法律、社会に関する法律等について、日本から御支援をいただいております。しかし、これからより多くの日本の商社の投資家に投資していただけるように、まだまだたくさん改善していかなければならないことがあります。

ところで、商社から見たときに、「ラオスは小さくて、投資する価値がない」と言う投資家もいれば、「法律がまだ不備だから、投資すると損をするのではないか」と言う人もいます。しかし、既に投資している方の中には、「ラオスは大国の大きな市場に囲まれているので、ちょっと国境を越えれば大きな市場がある国である」と見る方もいます。また、ある投資家は、「ラオスの商法は、まとまっているのではないか」という意見を述べておりますし、「まだ詳細に整っていないが、骨格の部分はできているので、信用して大丈夫だ」と言ってる方もいます。現在ラオスに投資している投資家の国は31カ国で、660のプロジェクトがあります。特に農業に関するプロジェクトが一番多く、ほかに衣類関係（工芸、毛業）、木材、鉱山の商社、ホテル、銀行業務の投資もあります。さらに、保険サービス業、建設業、輸送産業にも進出していますし、電力発電業務もあります。これらの中で最も金額が多いのは、発電所の建設です。ラオスにおける発電所の市場は、主として隣国です。ラオスは雨量が多く、このような発電所の建設には最適だと思います。雨量は、年間1,500～1,700ミリです。ラオスの国土は、日本の本州と同じ位の約24万平方キロで、人口は500万人しかいません。つい最近、国会を通過した法律は、森林法と資源法の二つです。現在準備中で、国会を通過させたい法律は、土地利用法、鉱山関係の法律、電力関係の法律です。陸路の交通輸送関係の法律のほか、都市計画法も準備しています。また、地方自治法、特別経済区域に関する法律の整備も考えています。この他にも、ラオスの資源の開発を、人材配分を考慮しながら考えています。

経済の問題を討議するときに避けて通れないものに、社会問題と環境問題があります。この紛争の解決方法として、二つの方法があります。一つは、お互いに理解させあって示談させる方法です。ラオス人は、昔からの性質として、調和精神及び

相互扶助の精神を持っておりますので、それを利用します。もう一つの方法は、裁判で解決することです。このような理由から、ラオスの刑事・民事事件は年間3,000件しかありません。人口と比較すると0.06%ですので、ラオスは、治安が良く、平和だと言えるのではないでしょうか。これからも法律を研究して、制定していくたいと考えています。

ラオスと日本の関係は、政府ベースでは多くの協力関係、援助関係がありますが、民間レベルはまだまだ少数です。今後、日本の方々と共に、もっといろいろな問題を勉強しあって、いろいろな法律を整備していきながら、もっともっと日本の商社、投資家が進出できるような環境を整えていきたいと考えています。

短くお話をさせていただきましたが、皆様からのご意見をよろしくお願ひいたします。



ラオス人民民主共和国のあらまし

面 積 約24万km²（本州とほぼ同じ）

人 口 約500万人 人口密度 19人/km² （日本は329人/km²）

人 種 ラーイ族60% 言 語 ラーイ語

「ラボップ・マイ (Labop May)」

ラオス語で「新制度」。1975年以来、ラオス人民革命の一党支配が続いていたが、1986年の党大会で市場経済導入、憲法制定が採択されたため、農業・工業部門で規制緩和、外資導入を行って、経済を活性化しようとする経済改革運動のこと。

ラオス版ペレストロイカ。チントナカーン・マイとも言う。「知恵蔵1996」より

ラオス法務大臣との質疑応答（要旨）

（以下「Q」は、意見交換の日本側出席者の発言要旨、「A」はラオス法務大臣の発言要旨）

（Q） ラオス国の民法、商法、民事訴訟法等の基本法の制定の現状はどうですか。

（A） 既に制定しているのは、相続に関する法律、家庭に関する法律（特に夫婦関係と子供に関する法律）、契約に関する法律、会社法、税金に関する法律、倒産に関する法律、保険に関する法律、銀行法、会計法等の法律です。商法については、まだまとまった形になっておらず、現在は通達段階です。

（Q） 担保制度はありますか。また、土地の権利（登記）はどうなっていますか。

（A） ラオス政府の通達段階で、まだ法律にはなっていません。通達がうまく通用するかどうか試験段階です。

（Q） 外国から投資する場合には、担保等に関する法律が必要であると思われますが、どうでしょうか。

（A） 現在、通達での処理ですが、銀行の方では、担保を受け入れています。ただ、憲法において土地の所有権は地域のものであると規定されており、個人のものではありませんが、使用権は認められています。また、土地の権利に関する法律を策定したいと考えています。

（Q） 消費者保護関係はどうですか。例えば、著作権法等はありますか。

（A） 食品、医薬品関係等、現在通達段階です。ラオスでは、効果的な法律のために、通達を出して、それに対する国民の意見を聞いたり、研究を行ったりし、それから法律の形にしています。

（Q） 刑事訴訟の手続に関する基本法及び薬物を規制する法律はありますか。

（A） 薬物に関する法律を最近改正しました。また、刑事訴訟法はあります。

(Q) ラオスの裁判制度は何審制ですか。また、企業をめぐる紛争は、民事裁判の中で解決されるのですか、それとも仲裁機関で解決されるのですか。

(A) 二審制です。将来は、三審制にしたいと考えており、研究中です。現在は、地方の県に第一審裁判所があり、ビエンチャンに上告裁判所が一つあります。企業をめぐる紛争については、仲裁と裁判の二つの方法でやります。

(Q) 外資系のための裁判所、あるいは経済裁判所等はありますか。

(A) 國際仲裁委員会はありますが、経済裁判所等はありません。民事裁判に任せています。

(Q) 裁判所は、政府から完全に独立していますか。

(A) ラオスの裁判所は、権限を持った独立した機関です。裁判のやり方等については政府から完全に独立しています。ただし、裁判所長、検察庁の長を任命するのは政府です。最高裁判所長官は国会で選任します。また、予算については、各県の地方裁判所の予算は法務省の管轄であり、最高裁判所の予算は政府の管轄です。

(Q) ビエンチャンに行ったときに英語版の法律書を探したが入手が難しかったので、英文の法律書が広く入手できるようになると、外国の投資家の理解も深まるのではないかと思われますが。

(A) おっしゃるとおりです。今後努力をして出せるようにしたいと思います。

(Q) ラオスにおいては、どこの国の法律を参考に法律を作られているのでしょうか。

(A) ラオスの法律を制定するに当たって、フランス、イギリスを参考にしています。しかし、ラオスの国情に合致するかどうかということを念頭に置いて、外国法を参考にしています。

(Q) 法務省は、例えば、ヴィエトナム、カンボディア等で一番必要とされている法整備は何かというのを確認して、その法律を作るための支援をしています。そのような観点から、ラオス国で、民商事の中で何が一番重要なのか、その優先順位があれば、教えていただきたいのですが。例えば、具体的に来年、再来年の国会での制定を予定している法律があるのでしょうか。

(A) ラオスで現在一番研究しているのは、投資に関する法律と国際貿易に関する法律です。私自身としては、特別経済地区に関する法律を制定したいと思っております。

(Q) 今御発言の投資に関する法律というのは、1994年に制定された外国投資法の改正ですか。

(A) そうです。それを拡大したいと考えています。特別投資地区が決まれば投資家も進出しやすいのではないかと考えます。

(Q) 法務省に対して、どういった協力の仕方を望まれるのでしょうか。

(A) 段階的にやっていただきなければならないと思いますが、まず、ラオスに専門家を派遣していただいてセミナーを開催し、法律の規定の仕方を教わりたいと思います。そして、法律が出来上がれば、ラオス国民の意見を聞くとともに、その法律が国際法と矛盾しないかどうか一緒に検証をお願いしたいと思います。それが出来ることによって投資しやすくなるのではないかでしょうか。こういう方法でラオスの法律を作るのに御協力いただければ、ラオスの人材育成にも役立つのではないかと思っております。

(Q) 法整備については、欧米諸国から現在支援がなされているのですか。また、受けているとすると、どのような支援を受けているのでしょうか。

(A) 現在、国連からの資金提供によりいろいろな法整備をしております。友好国から専門家を派遣していただき、それぞれの国の得意分野で協力していただいている。

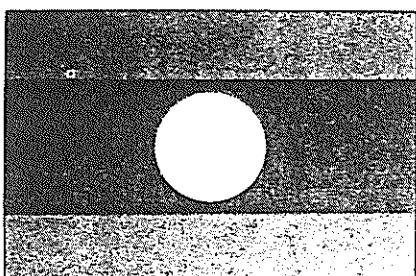
(Q) 外資導入の関係で、基本法をある意味では度外視して投資関係の法律を策定し、それによって国を発展させて近代化を図る政策と、むしろ基本法を策定して国の安定を図り、それによって投資の増大を図る政策とがあると思われるのを、ラオス国の今後の法整備の進め方についても、そこを十分に考慮されるとよいのではないでしょうか。

(A) ラオスでも現在いろいろ考えています。もっと早く、逆に、もっとゆっくり等いろいろな意見があります。投資する側の利益、ラオス国の側の利益になる法律を現地の状況を考えながらどうすればいいか研究しているところです。

(Q) 経済発展のためには、投資法、経済特別法も必要ですが、投資家を招くには、法律の安定が必要不可欠です。特に、民法等の基本法が必要ですし、裁判制度の確立も当然に必要です。バランスのとれた法律の制定を目指していただき、そのことについては御協力をしたいと考えております。全体的な発展をお願いしたいと思います。

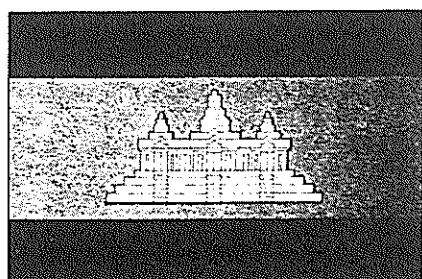


ラオス人民民主共和国国旗



ラオス愛国戦線が使用していたもので、上下の赤は人民が流した血を、青は国土の繁栄と緑の木々を、白い円は未来への展望と約束を表している。

カンボディア王国国旗



青・赤・青の3色の中央に白でアンコールワットが描かれています。
1993年の新カンボディア王国成立時に新しく制定されたものです。

Topic

カンボディア王国法務省次官法務省を表敬訪問

平成8年11月19日から12月12日までの間、我が国の技術協力計画に基づき、カンボディア司法支援研修が法務省、最高裁判所などで行われました。

研修員は、リ・ヴッチ・レン法務省次官をはじめ、裁判官、大学関係者ら総勢6名で構成され、裁判所、検察、法務行政、弁護士の役割など日本の司法制度を広く理解していただきました。

12月11日には、法務省法務総合研究所で研修制度の概要の説明が行われた後に、昼食会が開催され、当財団の岡村理事長が出席して研修員との意見交換を行いました。

カンボディアは、1970年代後半に多数の人材が失われ、法学教育を受けた法律家や法曹関係者の数が限られているため、司法制度が十分機能しておらず、今後は、民主国家の基本である法による解決の確立を目指して、法律家を養成し、司法制度を確立することが緊急の課題となっています。

Information

ラオス法頒布のお知らせ

ラオス人民民主共和国のカムアン・ブッパー法務大臣から、ラオスの外国投資法、ビジネス法、財産法の英訳文が贈呈されました。(ただし、Unofficial Translation)

配布を希望する会員の皆様には、コピーをお送りしますので、財団事務局までご連絡願います。

発行日：平成9年1月1日

発行者：財団法人国際民商事法センター事務局長 金子浩之

〒107 東京都港区赤坂1丁目6番7号 第9興和ビル別館

TEL 03(3505)0525 FAX 03(3505)0833